

全国旅行支援に係る情報発信事業 業務委託プロポーザル実施要領

現在、新型コロナウイルスの感染状況も落ち着きが見られる中、社会経済活動の正常化に向けた取り組みや旅行需要の一層の回復が期待されており、本県においても国の「全国旅行支援」を活用した旅行割引を行うこととし、全国旅行支援の利用促進及び本県への誘客促進を目的に、県内外における情報発信を実施することとする。

本書はこの事業実施に際し、公募型プロポーザル方式により、優れた提案および能力を有し最も適格と判断される受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 事業名

全国旅行支援に係る情報発信事業

(2) 仕様

別紙「全国旅行支援に係る情報発信事業実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和5年3月31日まで

2 見積限度額

55,000千円（消費税及び地方消費税並びに契約締結に係る印紙税を含む）

※ 委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

3 スケジュール

令和4年7月 1日（金） 募集告示

令和4年7月 7日（木） 質問受付期限（17：00 必着）

令和4年7月 8日（金） 質問に対する回答

令和4年7月 12日（火） 参加申込期限（17：00 必着）

令和4年7月 19日（火） 企画提案書等の提出期限（12：00 必着）

令和4年7月 21日（木） 審査結果の通知・公表（予定）

4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 募集要領等の内容に対する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

別紙様式 1 「質問書」を提出すること。

ア 提出期限

令和 4 年 7 月 7 日（木）17:00 【必着】

イ 提出先

下記 12 問い合わせ先に同じ

ウ 提出方法

郵送、持参または電子メールにより提出

エ その他

- ・ 電話での質問は受け付けないので留意すること。
- ・ 電子メールで提出する場合、件名を「全国旅行支援に係る情報発信事業 プロポーザル質問」とすること。
- ・ 当協会から、提出のあった翌開庁日までに、「質問書」記載の担当者宛電子メールにより、「質問書」を受領した旨の連絡を行うので、確認すること。

(2) 質問に関する回答

7 月 8 日（金）に、「質問書」記載の担当者宛電子メール及び新潟県観光協会ホームページにおいて回答を提示する。なお、質問に対する回答は、要領及び仕様書の追加又は修正とみなし、質問に対する再質問は受け付けない。

6 参加申込み

(1) 提出書類

別紙様式2「参加申込書」

(2) 提出期限

令和4年7月12日(火) 17:00【必着】

(3) 提出先

下記12 問い合わせ先に同じ

(4) 提出方法

郵送、持参又は電子メールにより提出

(5) その他

- ・ 電子メールにより提出する場合は、件名を「全国旅行支援に係る情報発信事業プロポーザル参加申込」とすること。
- ・ 当協会から、提出のあった翌開庁日までに、「参加申込書」記載の担当者宛電子メールにより、「参加申込書」を受領した旨の連絡を行うので、確認すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、原則としてA4縦）

下記①～④を必須として記載すること。

① 提案会社の概要

- ・ 組織内容、取り扱い業務内容等について記載すること。

② 情報発信に関すること

- ・ 実施する媒体、イベント案などを提出すること。また、その選定理由を明示すること。
- ・ 情報発信に係る実施時期及び対象とする地域について記載すること

③ 情報発信によって得られる効果

- ・ 実施する情報発信によって得られる効果（数値）を記載すること。想定値でも可。

④ 事業全体の工程に関すること

- ・ 事業全体のスケジュールについて記載すること。

イ 業務実施体制（任意様式、A4縦）

本業務に関わるスタッフ、体制図を記載すること。なお、業務の一部を別の者に委託する場合は、委託先及び委託範囲、委託先業務の執行管理方法がわかるように記載すること。

ウ 他の類似業務の受託実績

エ 見積書（任意様式、A4縦）

実施事業の内訳及び総額について見積書を作成し、代表者印を押印す

ること。

(2) 提出期限

令和4年7月19日（火）【12:00 必着】

(3) 提出部数

各7部（正本1部、副本6部）

(4) 提出先

下記12 問い合わせ先に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送

8 受託事業者の審査

本プロポーザルの審査は、「全国旅行支援に係る情報発信事業」業務委託事業者選定審査会が行う。

(1) 審査方法

- ① 審査は、書面審査により行う。
- ② 企画提案の審査項目と各項目に対する配点は、審査基準のとおりとし、総合的に最も優れた提案を行った者及び次点の者を決定する。ただし、提案内容によっては複数社を採用する場合がある。
- ③ 得点が同一の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。
- ④ 提出された企画提案書の内容について、明らかに本業務の仕様を満たしていない場合は、参加申込者数にかかわらず、当該仕様を満たさない企画提案書を提出した者のプロポーザル参加は認めない。この場合において、当該参加申込者には、参加を認めない旨通知する。
- ⑤ 選定結果については、令和4年7月21日（木）に提案者に通知する。
- ⑥ なお、提案内容に疑義のある場合は、「参加申込書」記載の担当者に対して個別に聞き取りをする場合がある。

(2) 審査基準

下記の基準に基づいて審査を行う。

審査項目	審査基準	配点
事業全体の構築に関すること	本事業の実施趣旨を理解し、具体的かつ説得力のある提案がなされているか	10
実施内容に関すること	本事業の趣旨を理解し、具体的かつ効果的な提案がされているか。	20
	キャンペーン周知のための具体的な広報媒体が選定されているか。	20

	発信時期や対象地域について、適切な設定がなされているか。	15
	媒体を組合せ、相乗効果が得られる内容になっているか。	15
事業全体の工程に関すること	事業スケジュールは適切かつ実施可能なものとなっているか。	5
業務実施体制	提案内容を確実に実施するため、効果的な事業実施が可能な体制が確立されているか。	5
	費用が予定価格以内であり、見積額が妥当なものか	5
実績	過去に類似業務に取り組んだ実績があり、今回の業務を実施する上で豊富な経験を有しているか。	5
		100

9 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。審査結果については、提案者それぞれに「参加申込書」記載の担当者宛電子メールで通知する。審査内容については公表しない。また、審査結果の異議申立は受け付けない。

10 契約の締結

当協会は、審査委員会が最優秀提案者と決定した者と別途協議した上で契約を締結する。

最も優れた者との契約締結に向けた協議が整わない場合は、次点の者と契約締結に係る協議を行うことがある。

11 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成や本プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等の書類は一切返却しない。
- (5) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。ただし、業務委託先として選定された参加者の提出書類については、新潟県観光協会が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ 期限後に提案書を提出した者

12 問い合わせ先

公益社団法人新潟県観光協会 担当：伊藤、櫻田

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

電話 025-283-1188

E-mail umasa@niigata-kankou.or.jp

全国旅行支援に係る情報発信事業実施業務委託仕様書

1 業務名

全国旅行支援に係る情報発信事業実施業務

2 趣旨及び目的

本県においても国の「全国旅行支援」を活用し、全国からの誘客を促進することを目的に、県内外における本県観光の情報発信を実施する。

3 委託期間

委託契約締結日から令和5年3月31日まで

4 実施主体

公益社団法人新潟県観光協会（以下、「協会」とする。）

5 業務内容

全国旅行支援及び本県観光情報の発信を以下のとおり実施すること。

(1) 内容

全国旅行支援の利用促進及び本県観光情報の発信を目的とした内容とすること。

(2) 実施方法

- ・ 本県が実施する全国旅行支援の利用促進及び本県観光情報の発信に効果的な方法を提案すること。
- ・ なお、使用するメディアや媒体等の指定はしない。紙媒体に限らず、テレビ・ラジオ CM 放送、交通広告、WEB 広告、SNS による情報発信、オウンドメディア活用、イベント開催など、各企画を広く含めた提案とし、複数の広報媒体による相乗効果がある組み合わせとすること。
- ・ また、本県観光地の魅力発信を行うためのポスターを制作することとし、予算を5,000千円（税込）計上すること。

(3) 実施時期

委託期間内において、適切な時期及び回数を提案すること。なお、事業の開始は令和4年7月15日以降とする。

(4) 対象地域

全県を対象とするが、本県への来訪が期待される観光コンテンツを中心に、対象地域を選定すること。

(5) ターゲット層

個人旅行者、特に「アクティブシニア層」及び「ファミリー層」をメインのターゲット層とするが、幅広い客層にアプローチできる手法を選定すること。

6 KPI

提案する情報発信によって得られる数値評価を提出すること。提出形式は自由。GRP や聴衆率、クリック率など、可能な範囲での提出を行うこと。

7 スケジュール

実施から完了までの詳細スケジュールを提示すること。

8 運営体制図

実施体制図を提出すること。また役割分担を明確にすること。

9 成果品

(1) 実施報告書

実施報告書を作成し、協会へ提出すること。報告書には、以下の項目を必ず盛り込むこと。

ア 実施した情報発信に関する内容

イ 効果測定（可能な限りのデータを抽出すること）

ウ その他、協会が指示するもの

(2) 納入期限

別途指定するものとする。

(3) 納入場所

公益社団法人新潟県観光協会

(4) 納入方法

協会と調整のうえ、上記の期限及び場所に納品すること。

10 履行期限

別途協議の上決定するものとする。

11 委託上限額

委託料の上限は、55,000 千円（消費税及び地方消費税、並びに印紙税を含む）とする。

12 その他業務の実施に伴い必要となる事項

- ・業務の実施にあたっては、都度、協会と打合せを行うこと。
- ・協会の公式観光サイト「にいがた観光ナビ」や、県が実施する他の事業とも連携しながら進めること。